

大上第240号
令和8年1月16日

大田原市水道料金審議会会長 様

大田原市長 相馬 憲



適正な大田原市水道料金の在り方について（諮問）

このことについて、大田原市水道料金審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1. 諮問事項

(1) 適正な大田原市水道料金の在り方について

2. 諮問理由

本市の水道事業は、昭和39年に給水を開始して以来、合併による市域の拡大と市政の発展とともにその水需要に答えるために施設の整備を計画的に進め、市民の皆様に清浄な水道水を供給してきました。

安全で安心な水道水を市民の皆様にお使いいただくため、平成20年3月に「大田原市水道ビジョン」を策定し効率的かつ安定的な水道事業運営に努めて参りましたが、社会情勢の変化はめまぐるしく、人口減少や節水意識の高まりによる水需要の減少が避けられない一方、施設整備の耐震化を含めた更新需要は増加が見込まれるなど、水道事業を取り巻く環境は厳しい状況に置かれています。

水道事業は、独立採算を原則としているため、経営にかかる経費は水道料金収入をもって賄うことが前提になっております。本市の水道料金は昭和59年に改定を行って以来40年が経過しており、生活に欠かせない水道事業を健全に維持していくために適正な大田原市水道料金の在り方について、貴審議会の意見を求めます。